

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 24 日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿



提出者 〒271-0077

住 所 千葉県松戸市根本124番地

氏 名 輝建設 株式会社

代表取締役 岡田 英夫

電話番号 047-362-2164

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

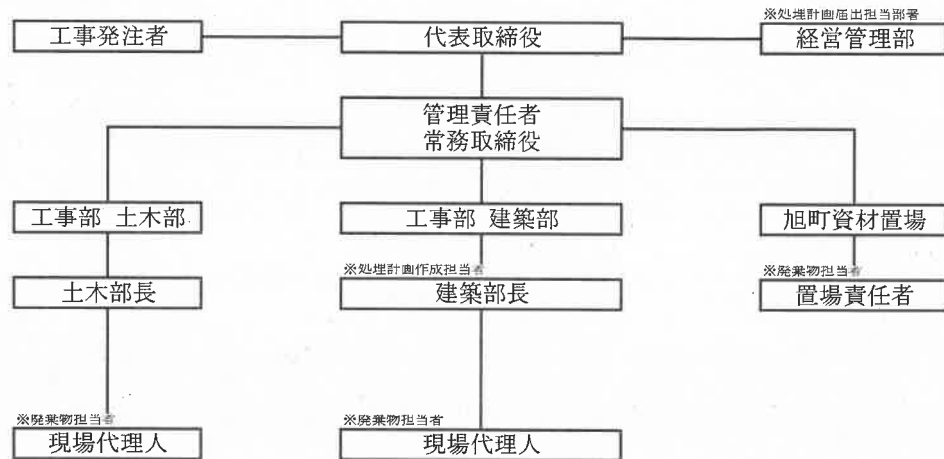
事業場の名称	輝建設 株式会社
事業場の所在地	千葉県松戸市根本124番地
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	大分類：建設業 中分類：総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高 800,000千円
③ 従業員数	13名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1) 参照

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2) 参照	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・受注する工事の内容により、産業廃棄物の品目と数量は変化するが、効率的な施工方法で産業廃棄物の減量に努めた。 ・過剰な包装や養生を止め、産業廃棄物を削減した。 ・資材は余剰材が発生しないよう、計画的に発注した。 ・有価物のなる金属くずは、有価物として処分し、産業廃棄物としての金属くずを削減した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2) 参照	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・産業廃棄物の減量を図るため、効率的な施工方法を継続する。 ・引き続き、過剰な包装や養生を止め、余剰材による産業廃棄物の排出を抑制する。 ・引き続き、金属くずは有価物と産業廃棄物との分別を徹底し産業廃棄物としての金属くず排出を抑制する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・紙くずと繊維くずは分別し再生処理施設の活用にも努めた。 ・施工方法の効率化を図り、混合廃棄物の減量化に努めた。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・混合廃棄物の減量化を目指し、再生利用できるものを増やす。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2) 参照	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・自社で再生する廃棄物はないが、民間工事では極力再生材を使用するよう努めた。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2) 参照	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・自社で産業廃棄物を再利用できるシステムや計画がないが、支障のない範囲で再生材を使用するよう努める。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2) 参照	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・これまでに、自社で中間処理を行ったことはない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2) 参照	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・今後も自社で中間処理を行う予定はない。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3) 参照	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・これまでに、自社で埋立処分及び海洋投入処分を行ったことはない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3) 参照	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・今後も埋立処分及び海洋投入処分を行う予定はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3) 参照	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・適正な産業廃棄物委託契約を結び、廃棄物処理を行った。		

(第5面)

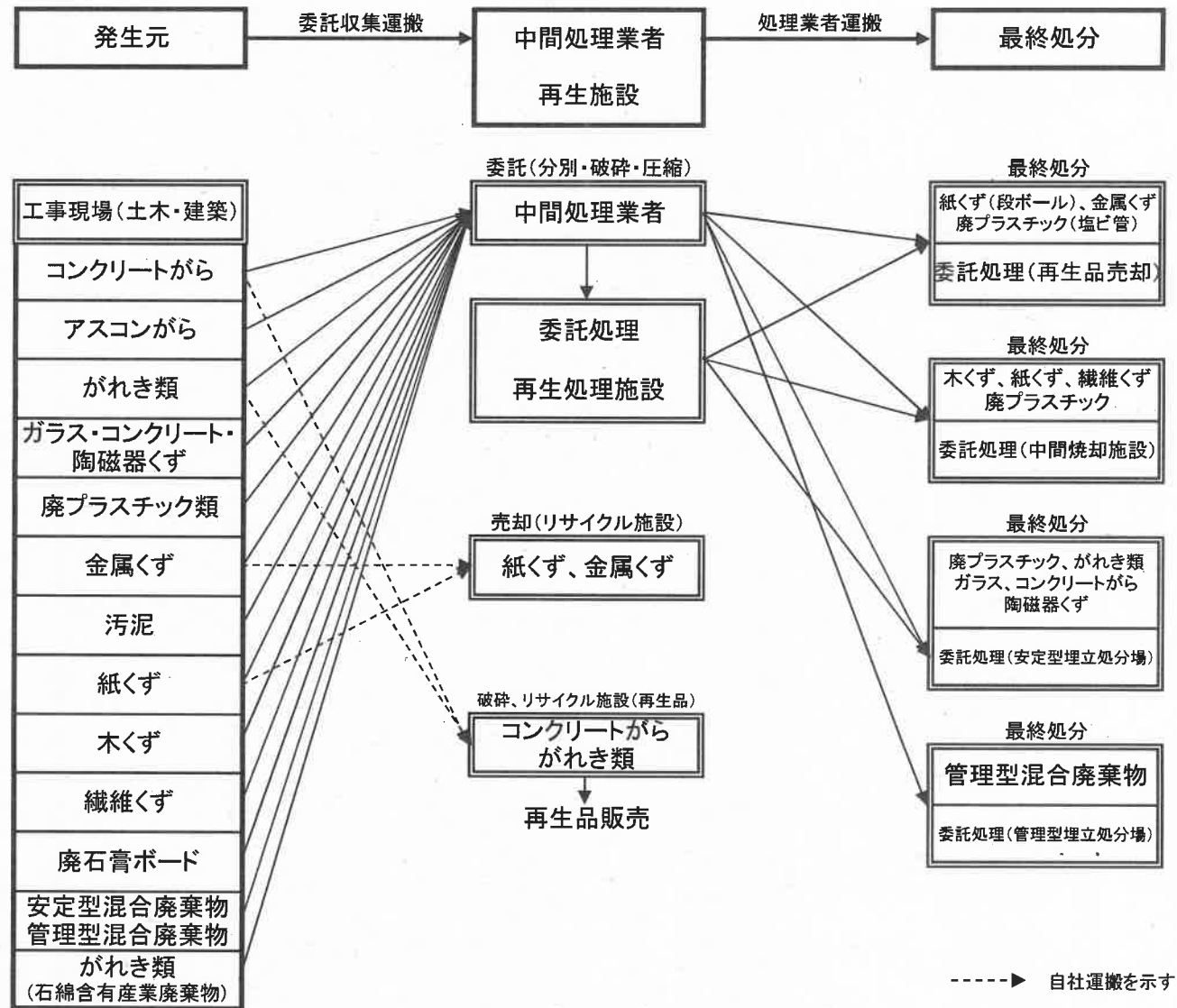
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3) 参照	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・引き続き、適正な産業廃棄物委託契約を結び、廃棄物処理を行う。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1) 産業廃棄物一連の処理の工程



別紙2)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

[illegible]

別紙3)

[illegible]